

事務連絡  
令和5年3月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年 国土交通省告示第157号）に関する補足説明及び運用を別添1のとおり取りまとめたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、貴団体傘下の建設業者から、関係のあるストックヤード等へストックヤード運営事業者登録規程を周知していただくよう、格段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

## ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について

ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）（以下、「規程」という。）の補足説明及び運用は以下のとおり。

なお、ストックヤード運営事業者登録規程に係る申請及び報告等は、電子メール等により行うものとする。登録申請等に際して提出する書類等の解説は別添2「ストックヤード運営事業者登録申請等に際して提出する書類等に関する解説」による。

### 1. スtockヤードとは（規程第2条関係）

#### （1）登録申請可能なストックヤードの種類等

「ストックヤード」とは、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所であって、登録申請可能なストックヤードにはストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場などが含まれ、営利・非営利の別を問わない。

なお、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省第20号）」（以下「省令」という。）第6条第3項の規定により搬出元の元請建設工事事業者等には原則として最終搬出先までの確認を求めており（本項の規定は令和6年6月1日施行）、元請業者等は土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理された非登録ストックヤードに搬出し元請業者等が自ら最終搬出先までの確認を行うか、混合しても最終搬出先までの確認を行う登録ストックヤードか、いずれかを搬出先として選択する必要が生じる。

#### （2）公共運営ストックヤード

省令第6条第3項の規定により搬出元の建設工事の元請建設工事事業者等には原則として最終搬出先までの確認を求めているが、搬出先が国又は地方公共団体が管理する場所（国又は地方公共団体が受領書を交付する場合）である場合には免除される。

### 2. 登録の申請（規程第4条関係）

#### （1）登録申請書の記載事項（同条第1項）

##### 1) 登録しようとするストックヤード（同項第8号）

##### ① 運営し、又は運営しようとするストックヤード

ストックヤード運営事業者が登録申請可能なストックヤードは、申請者が既に運営しているストックヤード又は登録に合わせて運営を開始する予定のストックヤードである（ただ

し、同項第 8 号イに規定する法令の許可等を要するにもかかわらず許可等を受けていないストックヤード、又は同号ロに規定する法令の勧告又は命令を受け必要な措置を完了していないストックヤードを除く。

なお、申請者は、登録申請に際して運営し、又は運営しようとするストックヤードの全てを必ずしも申請する必要はなく、これらの中から申請者が選定し申請することができる。

## ② 最大堆積可能量

最大堆積可能量は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下、「盛土規制法」という。）に規定する許可や届出が必要なストックヤードにあつては、同法に基づく土石の堆積（一時堆積）に関する技術的基準、及び地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例（以下、「土砂条例」という。）の規定により許可や届出が必要なストックヤードにあつては、当該条例の規則で規定する安全基準その他これらの技術的基準等により必要な対策を講じたうえで当該ストックヤードに堆積可能な最大量をいう。

## 2) 登録しようとするストックヤードに関する許可等の要否及び有無（同項第 9 号）

### ① 民間団体による土質改良プラント又はストックヤード認証制度

該当なし（令和 5 年 3 月 13 日現在）

## 3) スtockヤードで取扱う土質の区分その他取扱う土砂に関する情報（同項第 10 号）

地方整備局長等は登録ストックヤードの情報を公表し利用者の利便性向上を図るためストックヤード運営事業者の申請情報に基づき当該ストックヤードの受入れ条件等の情報を公表する。

### ① 取扱う土質区分

当該ストックヤードで取扱う土砂の土質区分は、発生土利用基準（国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日）による区分を標準とする（以下同じ）。

なお、ストックヤードからの「搬出（販売）の際に取扱う土質区分」の記載については、他工事等での利用や販売を目的とした場合のものに限り、土砂処分場への処分を目的とした搬出に係る区分は記載を要しない。

### ② その他取扱う土砂に関する情報

ストックヤード運営事業者がストックヤードへの受入れ条件や受入れ価格、販売価格等の情報をインターネットで公開している場合には当該 URL を記載（任意）するものとする。

## (2) 登録申請書の添付書類（同条第 2 項）

### 1) 誓約書（同項第 1 号）

変更届又は更新申請において申請者又は役員等、支配人、法定代理人、法定代理人の役員に変更があった場合には、誓約内容を確認のうえ添付すること。

### 2) 身分証明書（同項第 3 号）

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書」と

は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 2 項に基づき、本籍地の市町村長が発行する身分証明書をいう。

### 3) 許可証等を証する書類（同項第 6 号及び第 7 号）

ストックヤード運営事業者が関連する同条第 1 項第 7 号のイからハのいずれかの許可等を受けている場合、また、登録しようとするストックヤードが同項第 9 号のイからチのいずれかの許可等を受けている場合にはその全てを申請書に記載し、その許可等を証する書類の写しを添付すること。なお、当該許可等を証する書類のうち添付図面等は省略することができる。

### 4) 過去 1 年間の土砂の搬入量及び搬入元等を記載した書類（同項第 8 号）

ストックヤードの登録に際して土砂の搬出入記録の状況を事前把握するため実績の添付を求めたもの。ただし、新規ストックヤードなど実績がなく記載困難な場合等には次の優先順位により記載し添付することができるものとする。なお、記載事項のうち「搬出先の種類」について既存資料がない場合には記載を省略することができる。

- ① 登録を行うストックヤードの過去 1 年間の実績
- ② 登録を行うストックヤードの実績（運営期間が 1 年未満の場合には可能な期間）
- ③ これからストックヤードの運営を開始しようとしているなど、搬入量及び搬入元並びに搬出量並びに搬出先に関する実績記録が無い場合には、ストックヤードの名称、所在地、最大堆積可能量を記載

ただし、登録後は規程第 7 条第 1 項に規定する管理状況年報の報告が毎年行えるよう規程第 3 章に規定する土砂の搬出入記録等の必要な業務を行わなければならない。

## (3) 更新申請書類（同条第 3 項）

### 1) 更新の申請書類

更新申請に際し申請書に変更がある場合には変更箇所を赤色文字で記載し届け出ることとし、当該変更に関する規程第 4 条第 2 項の規定する書類を添付することとする。

### 2) 更新申請に併せて登録内容の変更を行う場合

規程第 4 条第 3 項に規定する更新申請開始可能日（登録有効期間満了日の 180 日前）以降に申請内容の変更も行おうとする場合には更新申請により内容変更も届け出ることが可能なものとする。

## 3. 登録の拒否（規程第 5 条関係）

### (1) 不正又は不誠実な行為をするおそれのあるもの（第 1 項第 10 号）

「ストックヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由があるもの」とは、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、ストックヤード運営事業に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予

想されるものをいい、具体的には次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして取り扱う。

- 1) 過去において、繰り返し登録の取り消しを受けているもの等
- 2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- 3) 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 4) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているもの

#### (2) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの（同条第1項第11号）

「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」とは、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者などをいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含む。

#### (3) 警察当局への意見聴取（同条第1項第5号及び第7号から第12号）

申請者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局等でストックヤード運営事業者の登録を担当する課（以下「建設産業担当課」という。）の長は、同条第1項第5号及び第7号から第12号に該当する事由の有無については、原則として警察当局の意見を聴くものとする。

#### (4) 登録申請等に係る個人情報の警察当局への提供同意

申請者は、建設産業担当課の長が登録審査にあたり実施する警察当局への意見聴取に際し、申請書（添付書類を含む）に記載した個人情報（法人である場合の役員等（代表者を含む）及び支配人又は個人である場合の本人及び支配人、法定代理人に係るもの）を警察当局に提供されることについて、それぞれ同意を得て申請又は届出を行うものとする。

### 4. 登録の実施及び公表（規程第6条関係）

#### (1) 登録の実施又は拒否等に係る標準処理期間（同条第2項及び第3項）

登録の実施又は拒否に係る標準処理期間は、申請書が建設産業担当課に到達した後 90 日間を目安とする。

#### (2) 登録の公表（同条第4項）

地方整備局長等が規程第6条第4項の規定により行うストックヤード運営事業者登録簿の供覧は、国土交通省のホームページにより行う。なお、公表する登録簿は規程第6条第4項の規定により規程第4条第1項各号の内容のうち、第3号【法人の場合における役員等及び支配人の氏名】、第4号【個人及び支配人の氏名】のうち支配人の氏名、第5号【法定代理人の氏名】を除く。

## 5. 管理状況年報の報告等（規程第7条関係）

### （1）管理状況年報の報告（同条第1項）

本規定における「運営するストックヤード」とは、当該ストックヤード運営事業者の運営するストックヤードのうち規程第4条第1項の申請及び規程第8条第1項の変更届により登録されたストックヤードをいう（規程第7条以下において同じ）

### （2）管理状況年報の初年度報告（同条第1項）

土砂搬入搬出管理状況年報（別記様式第五号）の地方整備局長等への報告は、ストックヤード運営事業者が定める事業年度の終了後3月以内に報告することとしているものであるが、当該ストックヤード登録後の初年度報告にあつては、報告対象となる事業年度期間のうち登録日より前の期間を除き報告することができるものとする。また、初年度報告期限が登録日から4月以内のときは、初年度報告を省略することができるものとする。

## 6. 変更の届出（規程第8条関係）

### （1）変更届時の書類（同条第1項）

変更届は、申請書兼変更届出書の前回登録からの変更箇所を赤色文字で記載し届け出ることとし、変更箇所に係る規程第4条第2項の規定の書類を添付することとする。

### （2）登録ストックヤードの登録解除（同条第1項）

ストックヤード運営事業者がストックヤードの登録解除を希望する場合、変更届により登録解除を申し出ることができるものとする。その際、地方整備局長等は当該ストックヤードを抹消記録簿に記載するものとする。ただし、登録されたストックヤードの全てを解除するよう申し出る場合には、廃業等届出書を提出しなければならない。

### （3）変更の届け出に係る標準処理期間（同条第2項）

変更登録に係る標準処理期間は、変更届出書が建設産業課に到達の後90日間を目安とする。

## 7. 土砂の搬出先に関する事項の確認等（規程第10条関係）

### （1）土砂の搬出先の許可等の確認（同条第1項）

本規定は、ストックヤードから搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されることを防止し、適正に利用又は処分されるよう、ストックヤード運営事業者はその運営するストックヤードから土砂を搬出しようとするときは、搬出先が盛土規制法の許可地等であるかなど適正確認を求めているものである。確認の考え方は別添4「ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認について」に示す。

### （2）土砂の運搬委託先に対する搬出先の確認結果の通知（同条第2項）

建設現場等から土砂を搬出するトラック運送事業者に搬出先が盛土規制法の許可等を受け

ているかどうか確認するよう周知される予定であることから、本規定ではストックヤード運営事業者がその運営するストックヤードからの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して搬出先の名称及び所在地並びに同条第 1 項の確認結果を通知するよう求めているものである。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、ストックヤード運営事業者からの通知は要しない。

### (3) 土砂の運搬委託に際して運搬費及び処理に要する費用の適切な反映 (同条第 3 項)

本規定は、ストックヤード運営事業者に対して、その運営するストックヤードからの土砂搬出を他の者に委託する場合、当該搬出者が適正な搬出先に運搬・処理可能なよう土砂の運搬費や処理経費を支払うべき代金に適切に反映するよう努めることを求めているもの。

## 8. 受領書の確認等 (規程第 11 条関係)

### (1) 搬入元に交付する受領書 (同条第 1 項)

本規定は、ストックヤードへの土砂搬入が完了したとき、その搬入元の建設工事ごとに搬入元の建設工事の元請建設工事事業者等に規定第 11 条第 1 項各号に定める事項を記載した受領書の交付を求めているもの。なお、ストックヤードから更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするため土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積の別※ 1 (以下、同じ))も記載することとする。また、受領書の記載項目のうち「土砂の搬入量」については、当該土砂の搬入に用いられたダンプトラックの台数や重量計測結果等を土質等の状況に応じて換算する方法や切土又は盛土等の測量結果などにより土砂量を算定し記録しておくことが必要である。なお、「土砂の搬入量」については、体積による表示とし土質区分※ 2 (以下、同じ)及び地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記するものとする。

※ 1 盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※ 2 土質区分は、発生土利用基準 (国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号、平成 18 年 8 月 10 日) による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系 ((公社) 地盤工学会) による。

(受領書記載例)

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●建設工事

責任者(※) ●●●●●殿

(受領先)

●●●●●ストックヤード (株)

代表取締役 ●●●●●

### 土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ●●ストックヤード  
■■■県■■■市■■■町■■■丁目■■番地

受領した管理者の商号 : ●●●ストックヤード(株)

搬入元の名称及び所在地 : ●●●●●建設工事  
●●●●●県●●●●●市●●●●●町●●●●●丁目●●●●●番地

土砂の搬入量 : 一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m<sup>3</sup>(地山量)

搬入が完了した日 : 令和●●年●●月●●日

※ 省令第9条(管理体制の整備)により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

## (2) 搬出先に交付を求める受領書(同条第2項及び第3項)

### 1) 受領書の交付者等

受領書の交付により、ストックヤード運営事業者が土砂をどこに運んだのかを明確にするとともに、搬出した土砂を引き継いで管理する者を明確にすることを目的としている。よって、搬出先においては搬出先の次の管理者に受領書の交付を求めること。

① 土砂を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために土砂を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所にあつては、当該元請建設工事事業者等(工事現場の責任者)

② 上記①以外にあつては、搬出した土砂を引き継いで管理する者

なお、受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂搬出及び受領証明書)を作成し受領書と見なすものとする。

### 2) 搬出先に交付を求める受領書

本規定は、規程第10条第1項により事前確認した搬出先に実際に搬出されたことを規定第11条第2項各号に定める事項を記載した受領書で確認するようを求めているものである。なお、規程第11条第4項に規定のとおり、ストックヤード運営事業者は最終搬出先まで追跡する必要があるが、例えば土砂処分場で土砂の再利用を行っている場合もあることから、当該搬出先から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするために土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積の別)の記載を求めることとする。利用種別が「盛土利用等」の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、ストックヤード運営事業者によるその後の土砂の追跡は不要とする。また、規程第11条第4項の規定により土砂の追跡を不要とするには、国及び自治体の交付する受領書が必要である。また、土砂の搬入量については、体積による表示とし土質区分及び「地山量」「締固め量」「ほぐし土量」など当該土量の算定上の状態を併記するよう求めるものとする。





委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要である。

ただし、ストックヤード運営事業者が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、ストックヤード運営事業者は、搬出先を記録することが必要となることから、趣旨を理解して受領書を交付して頂ける搬出先を選定することが重要である。

### **(3) 受領書の交付を受けたときの確認（同条第3項）**

規程第10条第3項及び省令第6条第2項において、受領書の交付を受けたとき行う確認内容は搬出先の名称及び所在地としているが、土砂量についても土砂の状態による変化（土量変化率）を考慮のうえ搬出量と受入量が概ね一致することを確認すること。

### **(4) 土砂が搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合に作成する書面（同条第4項）**

ストックヤード運営事業者は、その運営するストックヤードから搬出した土砂が規程第10条第1項の規定により同項各号に掲げる事項について確認した搬出先（規程第11条第4項各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する第2項各号に掲げる事項を記載した書面を作成するものとする。当該土砂が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とするとしておりその記載例を別紙2 最終搬出先記録に示す。なお、当該他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで当該書面の作成に代えることができるものとする。

#### **1) 国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所（同項第1号）**

「国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、土砂の搬入後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいうものとする。

#### **2) 建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所（同項第2号）**

他の工事現場で利用するため一時堆積することをいう。なお、「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」の解釈は次のとおり。

##### **① 「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」とは**

当該建設工事の請負契約図書若しくは元請建設工事事業者等が作成する施工計画書において工事場所と定める場所であって、当該元請建設工事事業者等の管理下にある場所をいう。

#### **3) スtockヤード運営事業者が運営するStockヤード（同項第3号）**

「運営するStockヤード」の解釈は規定第7条第1項の解釈（5.（1））のとおり。

#### 4) 土砂処分場（再搬出を前提としないもの）

土砂処分場は、搬出先に交付を求める受領書（8.（2）2）のとおり更に他の搬出先へ搬出されることが無いことを明確にすることで、最終搬出先として当該書面に記載することができる。

### 9. 法令の遵守（規程第 13 条関係）

本規定は、ストックヤード運営事業者自ら盛土規制法等の法令を遵守するとともに、その運営するストックヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことのないよう、ストックヤード運営事業者から当該ストックヤードの利用者に対し土砂の搬出入に関する法令を遵守するよう指導に努めることを求めたもの。

### 10. スtockヤード事業者に対する勧告等（規程第 17 条関係）

勧告に先立って、同条第 1 項各号のおそれがあるときは、ストックヤード登録事業者に対し必要な助言を行うことができるものとする。

### 11. 登録の取消し（規程第 18 条関係）

#### (1) 関係法令による不利益処分を受けた際の報告による取消し（同条第 1 項第 4 号）

本規定は、ストックヤード運営事業者又はその運営するストックヤードにおける土石の堆積その他の行為について規程第 7 条第 2 項各号に規定する法令による改善命令等の不利益処分を受けた場合には 7 日以内に地方整備局長等に報告し、地方整備局長等は当該ストックヤード運営事業者又は当該不利益処分を受けたストックヤードの登録の取消しを行うこととしたもの。

なお、当該取消し後に必要な改善措置を講じた後であれば、規程第 5 条第 1 項第 2 号の規定により登録取消し後 5 年を待つことなく登録申請を行い、再登録を受けることができる。

なお、規程第 7 条第 2 項に規定する報告を行わず、規程第 18 条第 1 項第 3 号の規定により登録取消しとなった場合には 5 年間再登録を受けることができない。

#### (1) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると認める場合(同条第 1 項第 5 号)

生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると認める場合とは、運営するストックヤードに関してや廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の法令により生活環境保全上の支障又は保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして、支障の除去等の命令を受けたものをいう。